

「新たな遺伝子組換え表示制度（案）」について

2018年11月8日
京都生活協同組合
理事長 畑 忠男

このたびの、「新たな遺伝子組換え表示制度（案）」について、消費者の安心を確保するという立場で意見を申し述べます。

1. 遺伝子組換えに関する情報が減少しない手だてをとる必要があります。

新しい表示制度では、不検出の場合のみ「遺伝子組換えでない」と表示できます。このため、分別生産流通管理をしても、5%以下の混入率の場合は、分別、生産等がなされている旨を含む情報しか提供できなくなります。また、この情報提供は任意であることから、事業者によっては遺伝子組換えに関する表示を避ける可能性があります。遺伝子組み換え食品は、現状では必ずしも正確に理解されているとは言えず、消費者の中には不安を持たれている方も少なくありません。情報開示をきちんと進めることで、正しい理解を広げる必要があります。今回の制度改定の目的が消費者により分かりやすくなり、そして事業者の実行努力につながるような制度となるよう、多様な観点での論議を要望します。

2. 適切に分別生産流通管理を行っている旨を任意で表示する場合の表示方法の事例がわかりにくいので、わかりやすい事例を提示してください。

「遺伝子組換え表示制度に係る考え方（補足資料）」に示されている「適切な分別生産流通管理を行っている旨を任意で表示する場合の表示方法」において、一括表示事項欄外の事例は長文のため、商品に記載することは難しいと考えます。

また、一括表示事項欄の事例では、「分別生産流通管理済み」など、消費者にはわかりにくい表現と思われます。当該表示制度が施行されるまでに、消費者が商品を選択するためのわかりやすい表示方法の事例を提示いただくよう要望します。

3. 新しい公定検査法について早期に明確化にしてください。

今回の改正案では、「遺伝子組換えでない」旨を表示するための根拠をより明確にするために、科学的検証（新しい公定検査法での「不検出」）が加えられています。しかし、現状では新しい公定検査法の詳細が明確になっていないことから、消費者にとっては「不検出」とされる条件を把握することができません。特に、検出下限の設定の仕方によっては、今回の制度改正の意義が薄まってしまうことが懸念されます（仮に検出下限が5%に近い場合、「不検出」の意味がありません）。また、事業者にとって「不検出」の条件がどこに設定されるか次第で、「遺伝子組換えでない」旨の表示の可否が決まります（仮に検出下限が0%に近い場合、「遺伝子組

換えでない」旨の表示はできなくなります)。以上のように、新しい公定法が定まらない状況では、消費者の理解が得られるかが分かりません。また事業者で具体的な検討を開始することができません。本改正案の肝になる新しい公定法について、早期に明確にするよう要望します。

4. 遺伝子組換え食品などに関する科学的知見を広く消費者に広めてください。

遺伝子組換え食品は、一部のマスコミや研究者などから、否定的な情報が出されているため、安全かどうかを判断することができない消費者が不安を抱いています。近年ではゲノム編集技術が進化し、ほぼ実用化レベルにありますが、こうした技術に対する消費者の理解も進んでいません。このことは、分かりやすい情報がきちんと公開されていないことが要因のひとつと考えます。この間、私たちは、消費者に対して科学的知見に基づいた説明を行ってきました。是非、国民に信頼される行政運営と分かりやすい情報公開を継続すること、誰からも分かりやすい基準での表示制度に作り替えていくことを要望します。

以上